

## 教職員の懲戒処分について

令和6年3月22日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県立学校 教諭 (58歳)	減給 10 分の 1 1 月	令和4年12月3日(土)午後10時30分頃から午後10時40分頃までの間、自らが所有する船舶を解体し、その一部を東広島市の海上に不法に投棄したことにより、令和5年12月26日(火)付けで罰金10万円の略式命令を受けた。 この行為は、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。
県立学校 教諭 (43歳)	減給 10 分の 1 1 月	令和5年9月1日(金)午後9時15分頃、広島市内の野球場の通路において、男性とすれ違う際に、当該男性の首辺りに自身の伸ばした左腕を当て、5日間の加療を要する頸椎捻挫の傷害を負わせた。 この行為は、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。
県立学校 教諭 (36歳)	戒告	令和4年9月10日(土)から令和5年12月27日(水)までの間、所属校の生徒に対し、学校で許可されていない自身の携帯電話での通話やショートメッセージサービスにより、部活動の事務連絡を行った。 この行為は、電子メール等を利用した生徒との私的なやり取りに該当し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条並びに信用失墜行為の禁止を定めた同法第33条の規定に違反する。

## 【担当】

教職員課 県立学校人事係長 小西 大輔

(内線) 4922

(直通電話) 082 - 513 - 4922

(e-mail) [kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp)